

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 41    | 奄美市 訪問入浴サービス助成事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、訪問入浴サービス助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

訪問入浴サービス助成事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

奄美市長

## 公表日

令和3年9月10日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 訪問入浴サービス助成事務   |
| ②事務の概要                   | 訪問による居宅での入浴サービスを利用するための支援を行い、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図りもって身体障害者の福祉の増進を図るため、当該身体障害者に対して利用料の助成を行っている。<br>主に以下の事務を行う。<br>①訪問入浴サービス助成事務の申請、審査、変更、廃止、取消し、決定事務<br>②訪問入浴サービス助成事務の決定通知<br>③訪問入浴サービス助成事務の支給 |
| ③システムの名称                 | 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 訪問入浴サービス助成事務受給者情報ファイル    |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第2項<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | (情報照会)<br>・番号法第19条第9号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項<br>(情報提供)<br>なし                       |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 保健福祉部福祉政策課   |
| ②所属長の役職名                 | 福祉政策課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 奄美市情報公開・個人情報保護担当<br>894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号<br>問合せ先電話番号 0997-52-1111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 奄美市情報公開・個人情報保護担当<br>894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号<br>問合せ先電話番号 0997-52-1111   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年9月10日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和3年9月10日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                   | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)          |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                     | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|-----------|
| 平成29年6月8日  | I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠                | ・番号法第9条2項<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項  | ・番号法第9条第2項<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項   | 事後   |           |
| 平成29年6月8日  | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項及び同条例別表第2 第10の項 | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」                                      | 事後   |           |
| 平成29年6月8日  | I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長          | 福祉政策課長 上野 和夫  | 福祉政策課長 石神 康郎  | 事後   |           |
| 平成29年6月8日  | II しいき値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か      | 平成28年7月31日時点  | 平成29年6月8日時点   | 事後   |           |
| 平成29年6月8日  | II しいき値判断項目<br>2.取扱者数<br>いつ時点の計数か      | 平成28年7月31日時点  | 平成29年6月8日時点   | 事後   |           |
| 平成30年5月31日 | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無  | 未定  | 実施する  | 事後   |           |
| 平成30年5月31日 | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」  | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項 | 事後   |           |
| 平成30年5月31日 | II しいき値判断項目<br>1.対象人数<br>いつ時点の計数か      | 平成29年6月8日時点   | 平成30年5月31日時点  | 事後   |           |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載      | 変更後の記載       | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|-------------|--------------|------|-----------|
| 平成30年5月31日 | IIしきい値判断項目<br>2.取扱者数<br>いつ時点の計数か   | 平成29年6月8日時点 | 平成30年5月31日時点 | 事後   |           |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>1. 提出する特定個人情報<br>保護評価書の種類  | -           | 基礎項目評価書      | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>2. 特定個人情報の入手<br>(情報提供ネットワークシステム<br>を通じた入手を除く。)<br>目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か             | -           | 十分である        | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か                    | -           | 十分である        | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>権限のない者(元職員、アク<br>セス権限のない職員等)に<br>よって不正に使用されるリス<br>クへの対策は十分か              | -           | 十分である        | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの<br>取扱いの委託<br>委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                                | -           | 十分である        | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日  | IV リスク対策<br>5. 特定個人情報の提供・移<br>転(委託や情報提供ネットワ<br>ークシステムを通じた提供を除<br>く。)<br>不正な提供・移転が行われ<br>るリスクへの対策は十分か | -           | [○] 提供・移転しない | 事後   | 様式変更に対応   |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載        | 変更後の記載        | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---------------|---------------|------|-----------|
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | -             | 十分である         | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | -             | [○] 接続しない(提供) | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | -             | 十分である         | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策<br>8. 監査<br>実施の有無                                   | -             | [○] 自己点検      | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日 | IV リスク対策<br>9. 従業者に対する教育・啓発<br>従業者に対する教育・啓発                  | -             | 十分に行っている      | 事後   | 様式変更に対応   |
| 令和1年5月31日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月31日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 平成30年5月31日 時点 | 令和1年5月31日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年5月31日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名                      | 福祉政策課長 石神 康郎  | 福祉政策課長        | 事後   | 様式変更に対応   |

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 令和1年11月15日 | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠                       | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第2項                | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項                           | 事後   |           |
| 令和1年11月15日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和1年5月31日 時点   | 令和1年11月15日 時点  | 事後   |           |
| 令和1年11月15日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和1年5月31日 時点   | 令和1年11月15日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年9月7日   | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠                       | ・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項 | (情報照会)<br>・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項<br>(情報提供)<br>なし | 事後   |           |
| 令和2年9月7日   | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和1年11月15日 時点  | 令和2年9月7日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年9月7日   | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和1年11月15日 時点  | 令和2年9月7日 時点  | 事後   |           |



| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|--|------|-----------|
| 令和3年9月10日 | I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠                       | (情報照会)<br>・番号法第19条第8号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項(情報提供)<br>なし | (情報照会)<br>・番号法第19条第9号<br>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」<br>・奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第4条第1項及び同条例別表第1 第10の項(情報提供)<br>なし | 事後   |           |
| 令和3年9月10日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か<br>いつ時点の計数か       | 令和2年9月7日 時点  | 令和3年9月10日 時点   | 事後   |           |
| 令和3年9月10日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か<br>いつ時点の計数か | 令和2年9月7日 時点  | 令和3年9月10日 時点   | 事後   |           |